

お取引様各位

サステナビリティにかかる取組みへのご協力につきまして

今日、地球温暖化への対応をはじめとする各国の環境規制強化やテナントの意識変化などを踏まえ、不動産投資運用業界においても、環境・社会・ガバナンス（ESG）への配慮が、企業にとっての重要課題となっています。また、2017年7月には年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）がESG指数を採用するなど、投資家の投資判断基準にもなっています。

当社においても、グローバル社会からの期待に応えるため、2015年3月に「サステナビリティ方針」を制定し、サステナビリティ活動を推進することによって、持続可能な社会の実現への貢献及び投資主価値の更なる向上を図っています。

しかしながら、不動産運用における環境負荷の低減、地域社会への貢献等につきましては、当社だけの取組みでは実現できるものではなく、お取引様のご協力が不可欠であり、今後ともお取引様と連携し、進めてまいりたいと考えています。つきましては、今般改めてお願いさせて頂きたい事項を「サステナビリティ調達ガイドライン」に掲げましたので、ご案内申し上げます。

当社の取組みに対する皆さまのこれまでのご協力に感謝するとともに、より一層のご理解、ご支援を宜しくお願い申し上げます。

伊藤忠リート・マネジメント株式会社
代表取締役 東海林 淳一

サステナビリティ調達ガイドライン

2018年3月制定

2022年6月改定

伊藤忠リート・マネジメント株式会社（以下、IRM）は、経営方針に、持続可能な社会、脱炭素社会の実現に貢献するため、環境負荷の軽減に配慮した業務運営に努める旨を定め、事業活動を通じてサステナビリティ活動を推進しております。

IRM は「サステナビリティ方針」および「サステナビリティ調達ポリシー」に基づき、本ガイドラインを定め、サプライヤーに対して IRM の考え方を伝え、以下に定める項目への理解と実践を期待し、働きかけていきます。

なお、サステナビリティに関し影響度の高い、主要なサプライヤーにつきましては、品質・価格・信用力・サービス等の基準に加えて、サステナビリティに関する取組み状況を選定・評価基準の一つと位置付け、本項目にかかる取組み状況について、選定時および選定後も定期的なモニタリングを実施いたします。

<環境・ガバナンス>

- ・投資法人が保有する不動産運用における環境負荷の低減に対して協力すること
- ・環境負荷の低い物品、健康に無害もしくは有益な物品の調達および使用
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001、ISO14005、エコアクション 21 等）の導入
- ・サステナビリティ（環境）方針を策定し実践すること
- ・製品・サービスやサプライヤーの再委託先選定において、再委託先におけるサステナビリティ方針の有無及びその実践を、選定基準とすること
- ・関係法令を遵守し、不正・腐敗防止など企業倫理に関する方針や体制の整備

<社会>

- ・職場環境の改善や労働時間の適切な管理など、役職員の適切な労働環境や安全衛生に関する取組みを実施し、強制労働・児童労働を行わないこと
- ・役職員の人権を尊重し、人材の多様性やワークライフバランスなどの取組みを推進すること
- ・地域やコミュニティの健康・福祉・安全などに貢献する取組みを行うこと